

1 2月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長職務代理者の指名

◎教育長報告

◎報告事項

番号	案件名	課名
報告第22号	直方市高校生等学業支援金給付事業実施要綱の制定について	教育総務課
報告第23号	直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱の一部を改正する告示について	こども育成課
報告第24号	12月定例市議会一般質問について	各課

◎その他 ・1月行事について（学校教育課 当日配布）

・会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和4年11月9日～令和4年12月20日

11月	9	水	令和5年度管理職等任用候補者面接、県外国語科研究大会	
	10	木	令和2,3,4年度福岡県重点課題研究指定・委嘱地域(校)研究発表会(鞍手町) 二中校区小中一貫交流会	
	11	金	三中校区小中一貫交流会	
	12	土		
	13	日	子ども相撲教室(3日目)	
	14	月	教育長会議、直方市表彰表彰式	
	15	火	男女共同参画推進本部会議、人権問題講演会(直方市主催)、市長表敬訪問同席	
	16	水		
	17	木	11月臨時校長会議	
	18	金	北九州地区市町教育委員会連絡協議会	
	19	土		
	20	日		
	21	月	未来型授業(感田小)	
	22	火	幼稚園訪問(頓野幼稚園)	
	23	水		
	24	木	一中校区小中一貫交流会	
	25	金	植木中校区小中一貫交流研究会	提案説明
	26	土		
	27	日		
	28	月	未来型授業(直方一中)	一般質問
	29	火		一般質問
	30	水		一般質問
12月	1	木	2020東京オリンピック女子ソフトボールオリンピック講演会	一般質問
	2	金	12月定例校長会議	
	3	土	福地小学校150周年式典	
	4	日	第30回ふくおか県民文化祭2022「北九州ブロック芸能のつどい」	
	5	月		質疑
	6	火		委員会
	7	水		委員会
	8	木	小中一貫教育推進本部会、教育長会議	提案説明 質疑 委員会
	9	金		採決
	10	土	筑豊高校3年生の課題研究発表会	
	11	日	東小校区子供会餅つき会(東小)	
	12	月		

13	火	
14	水	
15	木	
16	金	臨時校長会議
17	土	
18	日	
19	月	教育長面談
20	火	教育長面談、定例教育委員会

教育委員会行事予定

令和4年12月21日～令和5年1月10日

12月	21	水	教育長面談
	22	木	
	23	金	管理職教育長協議（北九州教育事務所）
	24	土	
	25	日	
	26	月	
	27	火	
	28	水	
	29	木	
	30	金	
	31	土	
1月	1	日	
	2	月	
	3	火	
	4	水	
	5	木	
	6	金	
	7	土	
	8	日	
	9	月	
	10	火	管理職教育長協議（北九州教育事務所）、定例教育委員会

直方市高校生等学業支援金給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高校生等を扶養する保護者等への年間に係る学費支援のための学業支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めることにより、物価高騰が家計に及ぼす経済的な要因により高校生等の学業が疎かになることを抑制することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 支援金の給付対象者は、令和4年12月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住民票を有する者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（定時制、通信制を含む。）、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）及び高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）に在籍している者（以下「高校生等」という。）を扶養する者。ただし、高校生等が扶養されておらず、自らにおいて生計を立てている場合は、高校生等本人とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により市長が適当と認める者は、給付対象者とする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、高校生等1人につき3万円とし、給付対象者が扶養する高校生等の数（給付対象者が高校生等の場合はそのものを加えた数）に乗じて得た金額を支給するものとする。

(申請手続及び申請期限)

第4条 給付対象者は、支援金給付申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 高校生等の健康保険証の写し
 - (2) 高校生等の学生証又は在学を確認できる証明書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請期限は、令和5年3月31日とする。

(支援金の給付)

第5条 市長は、支援金給付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは支援金給付決定通知書(様式第2号)により、不适当と認めたときは支援金給付不決定通知書(様式第3号)により給付対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の給付決定を受けた者に対し、支援金給付申請書に記載された指定口座に支援金を振り込むものとする。

(不当利得の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者があるときは、給付決定を取り消し、既に給付を行った支援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第7条 給付対象者は、支援金の給付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

支援金給付申請書

直方市長 様

申請日	令和 年 月 日
申請者氏名	(氏) (名)
住所	直方市
建物名	
電話番号	— —

直方市高校生等学業支援金給付事業実施要綱第4条の規定により、申請いたします。

1. 扶養する高校生等

氏名	生年月日	在学高等学校等	学年
(氏) (名)	年 月 日		年
(氏) (名)	年 月 日		年
(氏) (名)	年 月 日		年

2. 振込先口座

金融機関名	支店名	種類
銀行・金庫 農業協同組合	本店・支店 出張所	1. 普通 2. 当座
口座番号（右詰め）	口座名義人（カナ）	
	(セイ)	(メイ)

次の書類を添付してください。

- ① 高校生等の健康保険証の写し（表）、または申請者が高校生等を扶養していることが分かる書類の写し。生活保護受給世帯の場合は受給証明書（※）
- ② 高校生等の学生証又は在学を確認できる証明書の写し（学生証は、表裏両面）

※直方市で生活保護を受給しており、受給証明書を提出しない場合は以下にご同意ください。

＜同意事項＞

生活保護受給証明書を添付することに代わり、教育総務課から保護・援護課へ受給照会を行うこと

（同意する場合は✓） ☐ 同意します

様式第 2 号（第 5 条関係）

支 援 金 給 付 決 定 通 知 書

年 月 日

様

直方市長

直方市高校生等学業支援金について、下記の金額を支給することを決定しましたので
通知します。

記

給付決定額 金 円

振込予定日 令和 年 月 日

振込先口座

金融機関名	支店名	種類	口座番号	口座名義人

様式第3号（第5条関係）

支 援 金 給 付 不 決 定 通 知 書

年 月 日

様

直方市長

直方市高校生等学業支援金について、下記の理由により給付しないことを決定しましたので通知します。

記

不決定の理由 のため

報告第23号

直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱の一部を改正する告示

直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱（令和4年直方市告示第209号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和4年12月」を「令和5年3月」に改める。

附 則

この告示は、令和4年9月22日から施行する。

令和 4 年 1 2 月定例会一般質問

1. 澄田 和昭 議員（11 番）

1. 直方藩誕生 400 年記念行事に関する直方市の取りくみについて

答弁) 城下町として様々な文化の中心地であったことと、現在もその時代の文化が継承されていることを多くの市民が知る良い機会であると認識している。

「秋月藩」を抱える朝倉市や、文化財保護団体、観光協会等と連携して、400 年記念を盛り上げていく。

2. 渡辺 幸一 議員（5 番）

1. 指定管理者の選考について

3. 森本 裕次 議員（4 番）

1. 市長任期の振り返りと次期の出馬表明について

4. 三根 広次 議員（2 番）

1. 市道の維持管理について

5. 村田 明子 議員（17 番）

1. 男性育休の標準化について
2. 直方市の教育施策の現状と今後について

答弁) 適応指導教室は、小学校の受け入れにも対応していく。

フリースクールに関して、出席日数とするかは学校長の判断となるため、学校との連携が大切になる。

部活動について、県の指針を受けて、体育関連団体等と連携した取組を進める。

コミュニティスクールは、学校・地域・保護者・教育委員会等が一体となって取組むことが大切であり、一部に負担がかかりすぎないように進める。

6. 矢野 富士雄 議員（16 番）

1. 筑豊電気鉄道の J R 直方駅までの延伸と市街地の活性化について
2. 普通自動車免許を持っているのに分団の消防車が運転出来ない問題について

7. 那須 和也 議員（9 番）

1. 直方市における脱炭素社会の実現に向けた取り組みについて

8. 渡辺 克也 議員（15番）

1. 直方市社会教育施設の運営について

答弁）体育施設の料金は、他市と比較して低い利用料金となっている。

高校生以下の軽減措置はあるが、現時点では高齢者に対する軽減措置等は設けていない。

高齢者に対する軽減措置を行っている自治体もあり、市全体での高齢者の健康づくり、生きがい対策の中で、来年度、スポーツ推進計画改定時に検討したい。

9. 安永 浩之 議員（1番）

1. 直方・鞍手新産業団地造成事業について
2. 運転免許自主返納への取り組みについて
3. 直方リバーサイドパークの活用について

10. 宮園 祐美子 議員（14番）

1. SDGs 未来都市のおがたについて
2. 私道整備補助金の導入について

11. 紫村 博之 議員（13番）

1. 本市の児童・生徒の不登校、問題行動等の生徒指導上の課題について

答弁）本市の児童・生徒の不登校、暴力行為、いじめ等の生徒指導上の問題行動は、近隣の市町村と同様に、コロナ禍において増加傾向にある。

学校と関連機関等が連携して、個々のケースを丁寧に分析、支援することを継続するとともに、早期発見、早期対応に努め、改善を図っていく。

2. 漏水対策の現状について

12. 渡辺 和幸 議員（10番）

1. 直方市のインボイス制度実施にともなう免税事業者等への影響について
2. 学校給食費の無償化について

答弁）継続的な無償化となれば予算の裏付けがなく、今の段階では約束が難しい。

国の動向を注視するとともに、無償化を実施している先進自治体の状況を調査、研究していきたい。

3. 国保税における子どもの均等割の減免について

13. 高宮 誠 議員（12番）

1. 直方市における農業振興施策について
2. 直方市手話言語条例について

14. 野下 昭宣 議員（7番）

1. 市長の政治姿勢と都市像について

2. (仮称) 保健福祉センターの建設について
3. 観光行政における地域資源の活用について

(公印省略)

直教総第804号
令和4年12月20日

〒822-
直方市

さんの保護者様

直方市長 大塚 進弘

直方市高校生等学業支援金給付事業のお知らせ

直方市では、昨今の物価高騰が家計に及ぼす影響により高校生等の学業がおろそかになることを抑制するため、高校生等を扶養する保護者等に対して学業支援金を給付する事業を実施いたします。給付対象となる方は以下の要項にしたがってご申請をお願いします。

なお、このお知らせは平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの方がいる世帯にお送りしているため、対象とならない世帯にも届いている場合がございます。あらかじめご了承ください。

記

1. 事業名

直方市高校生等学業支援金給付事業

2. 給付金額

高校生等^{※1}一人につき3万円

※1 この事業における「高校生等」とは、学校教育法に規定する高等学校（定時制、通信制を含む）、中等教育学校（後期課程に限る）、特別支援学校（高等部に限る）、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る）に在籍する学生を言います。

3. 給付対象者

以下のいずれにも該当する方

- ①令和4年12月1日時点で直方市に住民票がある方
- ②高校生等を扶養している方（ただし高校生等自身に収入があり、保護者の扶養に入っていない場合は高校生等本人）

4. 申請期間

令和5年1月4日（水）から令和5年3月31日（金）まで

5. 申請方法

以下の書類をご用意の上、オンライン申請または申請書を提出（郵送可、当日消印有効）

- ①高校生等の健康保険証^{※2}
- ②学生証、在学証明書等^{※3}
- ③振込を希望する金融機関の通帳、キャッシュカードなど

※2 原則として健康保険証に被保険者（または世帯主、組合員）と記載されている方からの申請となりますが、健康保険証をお持ちでない場合や、実際に扶養している方が異なる場合はご用意いただく書類が変わります。詳しくは制度案内HPをご覧ください。

※3 生年月日が平成16年4月1日以前の方であって、学生証で対象学年であることが確認できない場合は学年が分かる在学証明書をご用意ください。

（裏面に続く）

6. お問い合わせ

お問い合わせ専用番号：**070-7666-2267**（支援金給付業務受託業者（株）ファノバ）

担当課連絡先（申請書送付先）

直方市教育委員会教育総務課教育総務係

〒822-8501 直方市殿町7番1号

電話：0949-25-2321

7. その他

①事務処理の都合上、申請用紙による申請はオンライン申請に比べて給付まで時間を要します。
あらかじめご了承ください。また、ぜひオンライン申請をご利用ください。

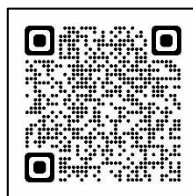
②「3. 給付対象者」以外の方による申請や、「3. 給付対象者」以外の方の口座を振込先に指定する場合は、委任状の提出が必要です。この場合、オンライン申請はできません。

○受給対象者の早見表○

扶養者（保護者）	高校生等		
直方市に住民票がある	直方市の高校等に在籍	→	対象
直方市に住民票がある	直方市外の高校等に在籍	→	対象
直方市外に住民票がある	高校等に在籍	→	対象外
12月1日以前に直方市に転入	高校等に在籍	→	対象
12月2日以降に直方市に転入	高校等に在籍	→	対象外
12月1日以前に直方市から転出	高校等に在籍	→	対象外
12月2日以降に直方市から転出	高校等に在籍	→	対象
直方市に住民票がある	11月30日以前に 高校等を退学	→	対象外
直方市に住民票がある	12月1日以降に 高校等を退学	→	対象



オンライン申請用
QRコード



制度案内HP
QRコード